

平成 20 年 6 月 20 日

財務省大臣官房政策金融課 御中

全国銀行協会

「指定金融機関の指定及び監督に関する指針案」に対する意見の提出について

平成 20 年 5 月 22 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

指定金融機関の指定及び監督に関する指針に係る意見

	該当条文	意見等
<p>3. 指定金融機関の指定申請に関する事務 手続 (3) 業務規程の記載 事項</p>	<p>①「危機対応業務を行う地域に関すること」</p>	<p>「危機対応業務を行おうとする」地域とは何か。危機対応業務を行うにあたり、その対象者を限定する（例えば、危機認定された地域に事務所・工場等を保有する企業等）ための地域ということでよいか。 この場合、自行の危機対応地域外で危機認定が行われた場合、当該地域に工場を持つ自行取引先からの危機対応業務の自行での対応は不可ということになるのか。</p>
	<p>②「危機対応業務として行う特定資金の貸付け等の種類」</p>	<p>指定金融機関の融資等の業務において、手形の引受けや貸付債権の譲受け等が通常行われていない場合、通常より迅速な対応が求められる危機対応業務において、手形の引受けや貸付債権の譲受け等が実施されることは考えにくい。このような判断がある場合、「業務規程」に手形の引受けや貸付債権の譲受け等を掲載しなくても差し支えないか。 あるいは、「業務規程」にはあらゆる可能性を考慮して雛形どおりの業務を掲載するが、利用者の資金需要に迅速に応えるため、通常実施している貸付けや手形の割引等を選択し、結果的に手形の引受けや貸付債権の譲受け等は行われないこととなる運用がよいか。</p>
	<p>③「貸付け等のために必要な危機対応円滑化業務による信用の供与の内容に関する事項」</p>	<p>危機対応円滑化業務による信用の供与の中の「公庫からの資金の借入」につき、指定金融機関からの具体的な借入申請方法・時期や借入条件、公庫が貸出を行うにあたっての基準等をご教示いただきたい。 「業務規程」に信用供与の内容として、「公庫からの資金の借入」及び「公庫による損害の担保」並びにこれらに関する「公庫からの利子補給」を記載した場合、指定金融機関は個別案件ごとに「公庫からの資金の借入」と「公庫による損害の担保」のいずれかを選択することができ、一案件において両者を併用することはできないとの理解でよいか。更に、「公庫からの資金の借入」又は「公庫による損害の担保」に関する「公庫からの利子補給」は、指定金融機関の判断により受けても受けなくてもよいとの理解でよいか。</p>
<p>(4) 添付書類</p>	<p>②「指定の申請に関する意思の決定を証する書面」</p>	<p>担当役員の決裁による等、議事録を作成していない場合の取り扱いを教えてください。</p>
	<p>⑦「その他主務大臣が必要と認める事項を記載した書面」</p> <p>□ 申請者である金融機関の業務の種類及び業務の実施方法、貸付利子等の計算その他の業務の方法が記載された書面</p> <p>ハ 危機対応業務を開始するまでのスケジュールを記載した書面</p>	<p>「業務の種類及び業務の実施方法、貸付利子等の計算その他の業務の方法」が端的に記載された書面は見当たらないことも少なくないと思われるので、提出書類の選定の際は配慮していただきたい。</p> <p>危機対応業務を開始するまでのどのようなスケジュールを記載するのか教えてください。</p>

指定金融機関の指定及び監督に関する指針に係る意見

<p>(5) 指定の審査にあたっての留意点</p>	<p>②「法第16条第5項第2号に関する審査」</p> <p>イ 危機対応業務の実施体制に関する記載として以下の事項等を確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機対応業務に係る人的構成及び体制を整備することとしていること。 ・金融機関の監査担当部門（監査部等）において、当該金融機関が行う危機対応業務を監査することとしていること。 ・その他危機対応業務の実施体制が当該業務を適正かつ確実に遂行できるものであり、かつ利用者に配慮したものとなっていること。 <p>ロ 危機対応業務の実施方法に関する記載として以下の事項等を確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定資金の貸付け等の種類ごとにその条件（特定資金の貸付け等の方法、利率、償還期限、償還の方法及び担保又は保証人の徴求の有無など）を定めていること。当該条件が実施方針に反したものとなっていないこと。 <p>ハ 危機対応業務に係る債権の管理に関する記載として以下の事項等を確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機対応業務に係る債権に関する管理体制を整備すること及び当該債権について善良なる管理者としての注意義務をもって管理することとしていること。 	<p>本項記載の「人的構成・体制の整備」とはどの程度のことを求めているのかを具体的にご教示いただきたい。</p> <p>また、大規模災害等には、決済業務・預金業務等のインフラの整備に優先的に人員を配置する対応を行う場合があるが、危機対応時の業務の優先順位は金融機関に委ねられるとの認識でよいか。</p> <p>本項の記載は、指定金融機関における通常の与信に対する監査と同等の監査が実施されていれば問題ないという理解でよいか。</p> <p>実務上、指定金融機関における通常の与信と同時に危機対応業務で対応した与信の監査も実施することが考えられるが、問題は無いという理解でよいか。</p> <p>危機対応業務開始以降において、危機対応業務の目的に合致する資金需要に対し、通常の融資等によって資金需要に応えるか、危機対応業務によって資金需要に応えるかは、指定金融機関の判断に委ねられるとの理解でよいか。</p> <p>利用者からの相談をよく聴き、融資等の申込案件を十分検討したが、危機対応業務によっても融資等ができないと判断される場合は、融資等の申込を拝辞して差し支えないか。</p> <p>本項の記載のうち、利率については、金融機関所定の利率との認識でよいか。</p> <p>特定資金の資金用途について明記願いたい。</p> <p>本項の記載は、指定金融機関における通常の与信判断で問題ないという理解でよいか。</p> <p>審査基準、貸付条件は、債務者の信用状況に応じて、民間金融機関が通常と同様の与信審査、手続を実施できることを明記いただきたい。</p>
---------------------------	--	--

指定金融機関の指定及び監督に関する指針に係る意見

	<p>ホ 危機対応業務の委託に関する記載について、以下の事項等を確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定資金の貸付け等を内容とする契約の締結の代理又は媒介、特定資金の貸付け等に係る審査業務その他の危機対応業務に係る中核的業務を委託することとしないこと。 	<p>特定資金の貸付け等に係る契約書類の管理・保管等の事務を委託することは、「事務の委託」であり中核的業務に該当しないという理解でよいか。</p> <p>中核的業務の範囲を明記していただきたい。</p>
	<p>③「法第16条第5項第3号に関する審査」</p> <p>ハ 責任者及び統括責任者については、危機対応業務を適正かつ確実に遂行することができる知識と経験を有していること。</p> <p>ニ 人的構成又は組織等により、危機対応業務を適正かつ確実に遂行することについて支障が生じるおそれがあると認められないこと。</p>	<p>危機対応業務を適正かつ確実に遂行することができる知識と経験とは、指定金融機関が通常行っている融資等の業務知識及び業務経験と解してよいか。</p> <p>危機対応業務遂行のための特別な体制整備や人員配置を行わず、営業店の融資業務等を担当している部署が、危機対応業務も担い、通常の融資業務等と併せて危機対応業務を遂行することは差し支えないか。</p>
<p>8. 行政処分を行う際の留意点 (1) 検査結果への対応</p>		<p>監督業務に適切に反映させるとしている検査部局が実施した指定金融機関に対する検査結果とは、どのようなものが想定されているのか教えていただきたい。</p>

以上